

介護老人保健施設 短期入所療養介護 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- | | |
|------------|-----------------------|
| ・法人名 | 医療法人仁寿会 |
| ・施設名 | 老人保健施設 カノープス姫路 |
| ・開設年月日 | 平成9年 7月22日 |
| ・所在地 | 姫路市別所町別所960-1 |
| ・電話番号 | 079-252-7111 |
| ・ファックス番号 | 079-252-7088 |
| ・管理者名 | 施設長 北野 貴韻 |
| ・介護保険事業所番号 | 介護老人保健施設(2854080054号) |

(2) 短期入所療養介護の目的と運営方針

短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものです。

[老人保健施設カノープス姫路の運営方針]

当施設は、介護サービスに関わる各々の専門職が、サービスの受け手の心身及び家庭的・社会的な状況を的確にとらえて、自立への可能性を見据え、本人の意思や主体性を尊重した適切なサービスを提供する事に重点をおいて運営を行います。

当施設の職員は積極的に施設内外の研修に参加することで、知識・意欲を向上させ、施設全体のレベルアップに貢献します。

又、常に自分の大切な家族に接する気持ちで対応することを心がけます。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜勤	業務内容
・ 医師	1			入所者の病状等を把握し施設療養全体の管理を行います。
・ 看護職員	10		4	利用者の保健衛生並びに看護業務、又日常生活全般にわたる介護業務を行います。
・ 介護職員	24			
・ 薬剤師		1		医師又は歯科医師の指示に基づき、薬学的な管理・指導を行います。
・ 支援相談員	1			入所者等及び家族の処遇上の相談、レクリエーション等の計画・指導、市町村との連携、ボランティアの指導等を行います。
・ 理学療法士	1			リハビリテーション実施計画書を作成し、理学療法・作業療法・言語療法を行います。
・ 作業療法士				
・ 言語聴覚士				
・ 管理栄養士	1			入所者の栄養管理、適切な衛生管理を行います。
・ 介護支援専門員	1			短期入所療養介護計画の作成を行います。利用者について、その有する能力、置かれている環境等の評価を通じて、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
・ 事務職員	1			介護報酬請求その他事務処理を行います。

(4) 入所定員等

・ 定員 : 利用者が申し込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

・ 療養室 : 個室 (トイレ有り) 1室
 個室 (トイレ無し) 7室
 特別2床室 1室
 2床室 11室
 4床室 17室

2. サービス内容

① 短期入所療養介護計画の立案

短期入所療養介護計画は、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成し、利用者及びその家族に対して十分に説明し、

理解を得ることとします。また、居宅におけるケアプランを考慮し、利用者の日々の療養状況に合わせて作成します。

② 日課

6時30分	起床
8時00分	朝食
12時00分	昼食
15時00分	おやつ
18時00分	夕食
21時30分	就寝

※食事は原則として食堂でおとりいただきます。

③ 入浴

一般浴槽での介助の他、心身の状態により、特別浴槽で対応します。

週に2回入浴します。心身の状態に応じて清拭となる場合が有ります。

④ 医学的管理・看護

医師・看護職員が常勤しています。ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

⑤ 排泄

トイレ誘導や自立支援に配慮した排泄介助やおむつ交換を行います。

⑥ 離床、着替え、整容

自立支援に配慮した介助、その他日常生活の介助を行います。

⑦ リハビリテーション

個別のリハビリテーション実施計画に基づいて、リハビリテーションを行います。

⑧ 相談援助サービス

利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

⑨ 栄養状態の管理

⑩ 行事

当施設では、次のような行事を行っております。

- ・お花見
- ・七夕飾り
- ・夏祭り
- ・秋の作品展
- ・クリスマス
- ・節分豆まき

⑪ レクリエーション・クラブ活動

当施設では、次のような活動を行っております。

- ・書道クラブ

- ・喫茶クラブ
- ・工作クラブ
- ・カラオケクラブ
- ・ビデオ鑑賞
- ・おやつ作り
- ・外出

参加されるかは任意です。材料代等をご負担いただきます。

⑫ 理容室サービス

月1回、理容室サービスを実施します。

料金は委託業者への支払いとなりますが、便宜上立替払いさせて頂き、後日に請求いたします。

3. 通常の送迎の実施地域

姫路市・高砂市 全域

4. 利用料金

(1) 基本料金

別添短期入所（ショートステイ）利用料金案内をご参照下さい。

(2) その他の料金

別添短期入所（ショートステイ）利用料金案内をご参照下さい。

(3) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込の2方法があります。
入所契約時にお選びください。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関を協力病院としていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応します。

協力医療機関の名称	医療法人仁寿会 石川病院
住 所	〒671-0221 姫路市別所町別所2丁目150
電話番号	079-252-5235

6. 施設利用に当たっての留意事項

面会時間	午前9時より午後5時30分まで。 面会の際には、所定の用紙に必要事項を記入して頂きます。※感染対応により、時間の制限あり
外出	所定の手続きをとって外出先、用件、施設へ帰着する予定時間など所定の用紙に記入し、施設管理者に届け出なければなりません。
飲食・喫煙	療養室もしくは寝具の上で飲食・喫煙はできません。
火気の取扱い	指定した場所以外で火気を用いることはできません。
設備・備品の利用	無断で備品の位置、形状を変えることはできません。
所持品・備品等	持ち物には名前をご記入ください。 故意に施設もしくは物品に障害を与え、又これらを施設外に持ち出してはいけません。
金銭・貴重品の管理	利用者で管理できない金銭や貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動	禁止。
ペットの持ち込み	禁止。
食料品の持ち込み	原則禁止。但し、必要に応じて管理者の許可を得て、持ち込めるものとします。

7. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。当施設は、損害賠償保険に加入しています。

8. 非常災害対策

- ・ 防災設備 避難階段、避難口、防火戸、防火シャッター、屋内消火栓、屋外消火栓、スプリンクラー、自動火災報知、非常通報装置、漏電火災報知器、非常警報、避難器具（すべり台、救助袋）、誘導灯及び誘導標識、防火用水、非常電源等
- ・ 防災訓練 年2回

9. 苦情処理の体制

要望や苦情などは、支援相談員又は施設介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、館内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用ください。

相談窓口	老人保健施設カノープス姫路 TEL 079-252-7111
受付時間	月曜日～土曜日 9時～17時30分 (国民の祝日及び12月29日から1月3日を 除く。)
担当責任者	施設長 北野 貴 韻

その他の相談窓口

市町村相談窓口	姫路市介護保険課 ●サービス利用にかかる苦情・相談は TEL 079-221-2923
兵庫県相談窓口	兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650 月曜日～金曜日 8時45分～17時15分 (祝日、12月29日から1月3日を除く)

個人情報利用目的

介護老人保健施設カノープス姫路は、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている利用者及びその家族の個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究や事例発表
 - －当施設において行われる行事等の写真撮影やビデオ撮影、またその掲示や公開

〔当施設の外部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －施設外において行われる事例発表
 - －施設外において行われる事例発表での写真や動画の掲載と公開
 - －施設広報誌への写真の掲載とその配布

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供